

地域の商業振興を図るため、市内の空き店舗に新規に開業しようとする事業者に対し、補助金を交付します。

■対象者

空き店舗を借り上げ、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方。(該当しない業種もあるため、詳細はお問い合わせください)

■対象となる要件

- ・市内においてこれまで商業施設として利用されたことのある建物で、空き店舗となっていた建物を直接その所有者から賃借して開業する方
- ・開業後1年以上営業を継続できる方

■補助金の額

【改修費】 開業前に改修する補助対象経費の2分の1以内の額で50万円を限度

【賃借料】 店舗の1月分の賃借料補助金は2分の1以内の額で5万円以内とし、年額60万円を限度

■申請方法

必要書類の用紙は、商工課にあります。

■お問い合わせ

市役所 商工課 ☎63-3791 FAX63-5126

ご案内

佐渡市空き店舗  
対策補助事業

佐渡市消費者協会 会員募集!!

☆平成19年度佐渡市消費者協会

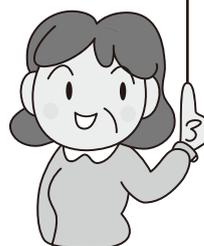
【活動テーマ】「たしかな情報 かしこい選択」

～地球環境を守り、安全・安心な生活のために行動しよう～

【地区別会員数および代表者名】

地区名	会員数(名)	代表者
両津	192	橋本美子
相川	44	小林睦子
佐和田	81	渡辺典子
金井	31	近藤洋子
新穂	31	引野富貴子
畑野	32	服部志保子
真野	44	本間光枝
小木	26	山本初子

平成19年4月1日現在



佐渡市消費者協会は、様々な学習会や研修会に参加し、会員全員で消費者としての意識を高めています。

ぜひ皆さんの入会をお待ちしています!!

◆お問い合わせ

佐渡市消費者協会 会長 小林 睦子

☎74-2254

